

学校法人開成学園大宮開成高等学校 高校部 同窓会 会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、学校法人開成学園大宮開成高等学校高校部同窓会と称する。

(本部)

第2条 本会は、学校法人開成学園内に本部をおく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、同窓生の組織を充実させるとともに、会員と大宮開成中学・高等学校との関係を密にし、連携を強化することで、同校の事業を援助することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学園施設並びに設備に関する援助
- (2) 生徒の学校活動に対する支援
- (3) 学校行事への協力
- (4) 大宮開成中学・高等学校に必要な情報の提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要とみられる事項

第二章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、学校法人開成学園大宮開成高等学校高校部の卒業者をもって構成する。

2 本学園において現に教職員である者及び教職員であった者又は本学園に縁故のある者は、幹事会の推薦により、会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

2 会費に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。
3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行う。

(届け出)

第7条 会員は、その住所、氏名及び職業を変更した時は、速やかに本部もしくは名簿管理委託業者に届け出るものとする。

(表彰)

第8条 本会に特に功労があった会員は、これを表彰することができる。

2 会員の表彰に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

第三章 役員

(役員の構成)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 幹事 50名以内
- (5) 会計監事 3名以内

(役員の職務)

第10条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 顧問は、本会の依頼を受け、専門的な知識や経験をもって会長の補佐や指導に当たる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、幹事会の決定に基づき、会務を執行しその責任を負う。必要に応じて、幹事に会務の執行を分担させることができる。
- (4) 幹事は、会長の指示のもと会務を遂行する。
- (5) 会計監事は、会長の指示のもと本会の会計に関する業務を遂行する。

(役員の選出方法)

第11条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、幹事会にて、幹事の内から選任する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
 - (2) 顧問は、大宮開成高等学校校長が就任する。
 - (3) 副会長は、会長が幹事会の承認を得て、幹事の内から任命する。副会長に事故あるときは、会長が幹事の中から代行者を任命する。
 - (4) 幹事は、会長が幹事会の承認を得て、会員の内から任命する。
 - (5) 会計監事は、会長が幹事会の承認を得て、会員の内から任命する。
- 2 前項第四号の規定にかかわらず、幹事のうち若干名は、開成学園の役職者の中からその職務に応じて校長が任命し、幹事会に報告する。

(役員の任期)

第12条 本会の役員の任期年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 顧問を除く役員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の補充)

第14条 役員に欠員を生じたときは、第11条の規定を準用して補充する。ただし、次の改選期までこれを延期することができる。

(役員の除名)

第15条 無断で幹事会を二期連続で欠席した役員においては、これを役員除名とする。

第四章 幹事および幹事会

(幹事制)

第 16 条 本会に幹事 50 人以内をおく。

2 幹事は、本会の最高議決機関である幹事会を組織する。

3 幹事の選出に関する事項については、第 11 条第 1 項第四号をもってこれを定める。

(幹事の職務および決議)

第 17 条 幹事会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 幹事および副会長の選出の承認
- (2) 予算、決算ならびに重要な資産の取得および処分に関する事項
- (3) 規程の変更ならびに規程の制定および改廃
- (4) 収益事業に関する重要事項
- (5) その他この会の運営に関する重要事項

2 幹事会は、本会則で特に定めのない限り、出席者の過半数をもって決議する。

(幹事会の召集)

第 18 条 幹事会は、会長が、年 1 回春季にこれを招集する。

- 2 会長または幹事総数の十分の一以上の幹事が必要と認めたときは、会長が臨時に幹事会を招集することができる。
- 3 幹事会の議長は、会長が務める。ただし、会長の指示のもとに副会長をもって代行させることができる。
- 4 幹事会は、幹事総数の十分の一以上の幹事の出席がなければ決議することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

第五章 会計

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金および資産から生ずる果実等の収入をもって支弁する。

(運営資金積立金)

第 21 条 毎会計年度の收支に収入超過を生じたときは、運営資金積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資金積立金より補填する。

2 前項の場合を除く運営資金積立金の使用については、幹事会出席幹事の 3 分の 2 以上の同意を経て、これを行うことができる。

(予算)

第 22 条 本会の各会計年度における收支予算については、その性質上、支出予算の編成が困難であるため、前年度決算報告書に記載された次年度繰越金をもって収入予算とし、支出予算は編成しないものとする。

(決算)

第23条 本会の毎会計年度の決算は、会計監事が作成し、副会長の監査の意見を付した上、幹事に提示し、幹事会において承認を得なければならない。

2 本会の毎会計年度の決算は、幹事会の承認後、開成学園に提出しなければならない。

(会計規程)

第24条 本会の会計に関するその他の事項については、別に規程をもってこれを定める。

第六章 雜則

(会則の変更)

第25条 本会則は、幹事会出席幹事の3分の2以上の同意を経なければ、これを変更することができない。

(規程の制定および改廃)

第26条 本会則が定める会費、会計や表彰等の規程の制定および改廃は、幹事会の決議をもってこれをを行う。

(事務局)

第27条 本会は、その事務を所管するために、本部に事務局をおく。

2 事務局に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

附 則 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

学校法人開成学園高校部同窓会 会費規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、学校法人開成学園大宮開成高等学校高校部同窓会会則第6条第2項に基づいて定めるものであって、会費の金額等については、この規程の定めるところによる。

(入会費)

第2条 本会員の入会費は、伍千円とする。入会費を納入した会員は終身会員とする。

(納入方法)

第3条 入会費の納入は、在校生最終学年の最終学期に予納金からおこなう。

(その他)

第4条 この規程に定めのない事項については、幹事会においてこれを定める。

附則

1. この規程は、令和7年1月1日から施行する。

学校法人開成学園高校部同窓会 会計規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、学校法人開成学園大宮開成高等学校高校部同窓会会則第24条に基づいて定めるものであって、本会の会計に関する事項については会則の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、本会の会計に関し、正確明瞭なる経理を行ない、本会の活動の計数管理を有効ならしむるために必要な処理基準を示すものである。

(会計業務総括)

第3条 本会の会計に関する業務は、会計幹事が総括する。

(帳簿などの保存期間)

第4条 この規程に定める帳簿、伝票および証憑書類の保存期間は、次のとおりとする。

- 一 予算書類および決算書類 10年
- 二 会計帳簿 10年
- 三 会計伝票および証憑書類 10年

(帳簿組織)

第5条 帳簿組織は、次のとおりとする。

- 一 会計伝票
 - 入金伝票
 - 出金伝票
 - 振替伝票
- 二 会計帳簿

(会計報告)

第6条 本会の会計報告は、決算報告とする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、幹事会においてこれを定める。

附則

1. この規程は、令和7年1月1日から施行する。

大宮開成高等学校高校部同窓会 部活動奨励金規程

(目的)

第1条 大宮開成高等学校高校部同窓会が上位大会(発表会)等に出場する部活動を支援することを目的として支払われるものである。

(対象)

第2条 奨励金の対象は以下を基準とする。

- (1) 全国中高体連・関東中高体連・私学協会が主催又は主管する競技会への出場が決まった場合
- (2) 全国中高文連・関東中高文連・私学協会が主催又は主管する行事への出場・出展が決まった場合
- (3) 教育委員会・連盟・協会が主催又は主管する関東レベル以上の競技会・行事への出場・出展が決まった場合
- (4) オリンピック・アジア大会等、日本代表選考会(連盟・協会主催又は主管)等及び選考会への出場が決まった場合
- (5) 特例として、校長の派遣許可が出た、関東レベル以上の競技会・行事への出場・出展が決まった場合

(基準)

第3条 奨励金は以下の基準によって、支払われる。

- (1) 団体としての出場の場合は2万1千円とする。
*団体とは2名以上1チームでの出場を指す
- (2) 個人としての出場の場合は、1名に対し7千円とする。
- (3) 団体・個人としての出場が決まった場合においても、2万1千円を上限とする。但し、部活動に男女が所属しており、男女別での出場が決まった場合においては男女を別団体として判断する。男女それぞれ上限2万1千円は変わらない。

(申請)

第4条 当該奨励金は、「大会参加奨励金申請書」に必要事項を記入し、申請する。

- 2 該当部活動顧問は「大会参加奨励金申請書」に「開催要項」を添付して生徒会部長に提出する。
- 3 生徒会部長は同窓会会計監事同申請書をもって申請する。

*大会終了後については原則受け付けないものとする

(贈呈)

第5条 奨励金は、生徒会の主催する壮行会において、当該部活動に贈呈される。

- 2 壮行会が実施されない場合は、顧問を通じて部活動に贈呈される。

(用途報告)

第6条 奨励金の使用用途は所定の用紙にまとめ、年度末に顧問が校長に提出する。

附則

1. この規程は、令和7年1月1日から施行する。

大宮開成高等学校高校部同窓会 館別金規程

(目的)

第1条 大宮開成高等学校高校部同窓会が、退職職員に感謝の意とともに別れの意を示すためにその退職にあたり、館別金を贈呈するものとする。

(基準)

第2条 大宮開成中学・高等学校に1年以上勤務し退職した専任教職員・常勤講師を対象とする。

2 贈呈する金額は、勤続年数による。

在職 1～5年	3,500 円
6～10年	7,000 円
11～15年	10,500 円
16～20年	14,000 円
21～25年	17,500 円
26～30年	21,000 円
31～35年	24,500 円
36～40年	28,000 円
41年以上	35,000 円

(贈呈)

第3条 館別金は、校長の指定する時に当該教職員に贈呈される。

附則

1. この規程は、令和7年1月1日から施行する。
2. この規程は、令和8年1月1日から施行する。